

フォレスト訪問介護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長命荘が開設するフォレスト訪問介護ステーション（以下「ステーション」という。）において行う指定訪問介護（第1号訪問事業を含む。以下同じ。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）及びその他の職員（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(身体拘束の廃止)

第3条 ステーションは、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

2 ステーションは、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

4 本条で規定する委員会の構成委員については、特別養護老人ホームフォレストホームの同委員会の構成委員と兼ねることがある。

(虐待の防止)

第4条 管理者は、虐待発生の防止に向け、次に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの事項を適切に実施するための担当者とする。

2 ステーションでは、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針の策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。尚、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村に報告を行い、再発防止に努める。

6 本条で規定する委員会の構成委員については、特別養護老人ホームフォレストホームの同委員会

の構成委員と兼ねることがある。

(ステーションの名称等)

第5条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム フォレストホーム
- (2) 所在地 生駒市北田原町2429番地の4
特別養護老人ホーム フォレストホーム同一敷地内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤) 管理者は、ステーションの訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。但し、ステーションの管理上支障がない場合は同一敷地内にある他の介護保険事業の管理者と兼務することがある。
- (2) サービス提供責任者 訪問介護員研修1級課程修了者又は介護福祉士 1名以上
(常勤または非常勤)

サービス提供責任者は、ステーションに対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行うとともに、指定訪問介護の提供を行う。

- (3) 訪問介護員等

介護福祉士または訪問介護員研修1級課程修了者もしくは訪問介護員研修2級課程修了者
(常勤または非常勤、1名以上はサービス提供責任者)

訪問介護員等の人数 常勤換算 3名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行う。この人員は必要に応じて増員することがある。

- (4) 事務職員 1名(非常勤職員、同一敷地内にある他の居宅サービス事業の事務と兼務) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 ステーションの休業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 休業日 なし
- (2) 営業時間 午前6時から午後9時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第8条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費の支払いを求めることができる。但し、法人車輛を使用した場合の実費交通費は、1回430円とする。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたってはあらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害時における対策)

第10条 ステーションは、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員及び利用者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

3 ステーションは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常のホームヘルプサービスの実施地域は次のとおりとする。

生駒市(あすか台、あすか野、生駒台、上町、上町台、北田原町、北大和、喜里が丘、小明町、桜ヶ丘、鹿ノ台、鹿畑町、白庭台、新生駒台、高山町、俵口町、辻町、西白庭台、西松ヶ丘、ひかりが丘、東松ヶ丘、松美台、真弓、真弓南、美鹿の台、南田原町の区域)

(職場におけるハラスメント)

第12条 ステーションは、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、利用者に対する処遇に直接携わる職員の内、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、ステーションは、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年3回

2 訪問介護員等及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 訪問介護員等及び職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等及び職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長命荘理事長が定める。

附則

この規程は、平成12年4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 6月15日から施行する。【一部改正第6条(3)】

この規程は、平成16年 1月 1日から施行する。【一部改正第5条(2)】

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。【一部改正第6条】

この規程は、平成19年 2月 1日から施行する。【一部改正第4条（1）（2）（3）】

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。【一部改正第6条2項】

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。【一部改正第6条2項、第8条】

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。【一部改正第6条1項】

この規程は、令和 2年 2月 1日から施行する。【一部改正第1条、第6条1項】

この規程は、令和 5年 1月16日から施行する。【一部改正第3条、第4条、第10条、第12条、第13条】